令和８年１０月３０日
第12回地域連絡協議会　資料１

長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会規約

（設置）
第１条　国立大学法人長崎大学（以下「長崎大学」という。）高度感染症研究センター実験棟の運用にあたり、その運用状況に関する情報について地域住民へ提供し、施設の厳格な管理及び安全な運用の継続的な実施に資するため、長崎県、長崎市及び長崎大学が設置する感染症研究拠点整備に関する連絡協議会（以下「三者連絡協議会」という。）に、長崎大学高度感染症研究センター実験棟の運用に関する地域連絡協議会（以下「地域連絡協議会」という。）を設置する。

（協議事項）
第２条　地域連絡協議会は、高度感染症研究センター実験棟に関して次に掲げる事項について情報の共有及び協議を行う。
（１）施設の運用状況に関すること
（２）安全対策及び災害時対策に関すること
（３）その他地域連絡協議会が必要と認めた事項

（構成）
第３条　地域連絡協議会は、次に掲げる委員で組織する。
（１）坂本校区連合自治会長、高尾校区連合自治会長及び山里地区連合自治会長
（２）江平自治会長、坂本町道上自治会長、平野町山里自治会長、平和町自治会長、本尾町自治会長及び山里中央自治会長
（３）長崎県職員　若干名
（４）長崎市職員（保健部門及び防災部門）　若干名
（５）長崎市消防局職員　若干名
（６）長崎大学長が指名する者
（７）長崎大学高度感染症研究センター職員　若干名
（８）有識者　若干名
（９）その他三者連絡協議会が必要と認めた者
２　委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
３　委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
４　委員は、三者連絡協議会の議長が委嘱する。
５　地域連絡協議会に議長を置き、第１項第６号の委員をもって充てる。
６　議長は、地域連絡協議会を招集し、主宰する。
７　地域連絡協議会に副議長を置き、副議長は議長の指名する委員をもって充てる。
８　副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

（運営）
第４条　議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
２　高度感染症研究センター実験棟において、ばく露、事故、災害等による被害が発生した場合は、地域連絡協議会を随時招集するものとする。
３　この規約に定めるものほか、地域連絡協議会の議事及び運営について必要な事項は、別に定める。

（庶務）
第５条　地域連絡協議会の庶務は、長崎県及び長崎市の協力を得て、長崎大学において処理する。

附　則
１　この規約は、令和５年４月１日から施行する。
２　この規約に基づき最初に委嘱される委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、令和６年３月 31 日までとする。
３　長崎大学における感染症研究拠点整備に関する地域連絡協議会規約（平成 28 年４月１日制定）は、廃止する。